

通電火災対策

○通電火災とは

停電後、停電が復旧した際の再通電時に発生が懸念される火災をいう。

○主な要因

(地震発生時)

- ・転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- ・落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する。
- ・転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する。
- ・水槽が転倒し露出した観賞魚用ヒーターに再通電し、周囲の可燃物に着火する。
- ・再通電時に発生した電気的火花により、漏れ出したガスに引火・爆発する。

(風水害発生時)

- ・家屋への浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- ・コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

○主な対策

(日頃からの備え)

- ・感震ブレーカーの設置
- ・住宅用分電盤の機能充実
 - 漏電ブレーカー：漏電を検知し電気の供給を遮断する機器
 - コード短絡保護機能：配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断する機能

(停電時・避難時の対応)

- ・停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ・停電中に自宅から離れる際は、ブレーカーを落とす。
※平時から忘れないよう、玄関ドアに「避難時ブレーカー断」等の表示をしておく。

(停電復旧時の対応)

- ・給電再開時は、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
- ・建物や電化製品等には外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生やにおいなどの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。
- ・浸水等により一度水に濡れた電化製品は使用しない。